

労働訴訟法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五二二年労働裁判所設置・労働訴訟法令

前文省略

第一条（名称）

本法令を「仏暦二五二二年労働裁判所設置及び労働訴訟法令（プララーチャバンヤット・チャッタン・サーンレーンガン・レ・ウィティピチャラーナー・カディーレーンガン）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報公示日の翌日から施行する。

第三条（語義）

本法令において、

「労働裁判所（サーン・レーンガン）」とは、中央労働裁判所、地方労働裁判所、または県労働裁判所を意味する。

「使用者協会（サマーコム・ナーイチャー）」とは、労働関係法に基づき設立された使用者の団体を意味する。

「労働組合（サハパープ・レーンガン）」とは、労働関係法または国営企業労働関係法に基づき設立された被雇用者の団体を意味する。

第四条（最高裁長官・労働大臣の権限）

最高裁判所長官及び労働大臣をそれぞれの権限義務に係る部分において本法令の主務者とする。

最高裁判所長官は、司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会の承認により、規則を制定する権限を有し、労働大臣は本法令に基づく遂行のために省令を制定する権限を有する。

規則及び省令は官報で公示した時に施行することができる。

第一章 労働裁判所

第五条（中央労働裁判所）

緊急勅令によりバンコク都内に中央労働裁判所を設置し、勅令を公布した時、業務を開始する。

中央労働裁判所はバンコク都、サムットプラカン県、サムットサーコン県、ナコンパトム県、ノンタブリ県、及びパトゥムタニ県を管轄区域とする。

第六条（地方労働裁判所）

緊急勅令により地方労働裁判所を設置し、勅令を公布した時、業務を開始する。その勅令においては裁判所の管轄区域を示し、その管轄区域内の設置場所を定めなければならない。

第七条（県労働裁判所）

いずれかの県に県労働裁判所を設置する場合、法令によって設置し、その管轄区域を示さなければならない

第八条（権限）

労働裁判所は以下の件で事件を審判し、命令する権限を有する。

（一）雇用契約に基づく、または雇用に係る合意に基づく権利もしくは義務に係る紛争事件。

（二）労働保護法、労働関係法、国営企業労働関係法、職業紹介・求職者保護法、社会保険法、または（労災）補償金法に基づく義務もしくは権利に係る紛争事件。

（三）労働保護法、労働関係法、または国営企業労働関係法に基づき裁判所を通じた権利を行使しなければならない場合。

（四）労働保護法に基づく係官、労働関係法に基づく労働関係委員会もしくは労働大臣、国営企業労働関係法に基づく国営企業労働関係委員会もしくは労働大臣、社会保険法に基づく不服審査委員会、または（労災）補償金法に基づく補償金基金理事会の決定に対する異議申し立て。

（五）労働紛争によってもたらされた、または雇用契約に基づく労働に係る使用者と被雇用者間の違約を事由に生じた事件。ここに雇用を通じた労働によって生じた被雇用者と被雇用者間の違約事由も含む。

（六）労働関係法、国営企業労働関係法、または職業紹介・求職者保護法に基づき労働大臣が労働裁判所に判定を求めた労働紛争。

（七）法律が労働裁判所の権限と規定した事件。

第一段に基づく事件は、労働保護法、労働関係法、国営企業労働関係法、職業紹介・求職者保護法、社会保険法、または（労災）補償金法が係官に対する訴え、手順及び方法を規定している場合、当該法律が定めた手順及び方法をとった時、労働裁判所での手続がとれる。

第九条（他の裁判所と関係）

労働裁判所が業務開始した土地において、その土地にある他の第一審裁判所が労働裁判所の権限下にある事件を受理し、審判することを禁じる。

いずれかの事件について労働裁判所の権限下にあるかどうか問題がある場合、労働裁判所または他の裁判所の段階で問題が生じたかどうかを問わず、中央労働裁判所判事長が決定を下す。中央労働裁判所判事長の決定は最終的なものとする。

第二段に基づく問題で中央労働裁判所判事長の決定がある場合、労働裁判所または他の裁判所は中央労働裁判所判事長の承認により当該決定を保持した命令を下すことができる。当該裁判所の命令は最終的なものとする。

第一〇条（第一審裁判所）

労働裁判所は司法裁判所法令に基づく第一審裁判所とし、労働裁判所に司法裁判所法令の規定を準用する。

第二章 労働裁判所の判事

第一一条（構成）

労働裁判所においては、司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会が各裁判所の公務に資するための必要性に応じて定めた人数に基づく判事と補充判事を有する。ここに使用者側の補充判事と被雇用者側の補充判事は同数とする。

第一二条（国王任命）

国王は、司法裁判所司法公務員規則法に基づく司法公務員で労働問題に知識、理解のある者から労働裁判所判事を任命する。

第一三条（判事の人數）

中央労働裁判所及び地方労働裁判所においては、それぞれ一人の判事長と一人の副判事長を有し、公務上の必要性がある場合、司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会は最高裁判所長官の承認により三人まで副判事長を置くことを定めることができる。

県労働裁判所においては、それぞれ一人の主任判事を有する。

第一四条（補充判事の選出）

国王は、司法裁判所司法公務員規則法に基づく司法裁判所司法委員会が以下の使用者側及び被雇用者側の推薦リストから選出した者を補充判事に任命する。

（一）使用者協会と国営企業側及び労働組合側はそれぞれを代表する推薦リストを労働福祉・保護局長または労働福祉・保護局長が委任した者に提出し、労働福祉・保護局長または労働福祉・保護局長が委任した者は第一四／一条

（五）及び（六）に基づく資格を調べた後、使用者協会と国営企業側及び労働組合側の代表の選挙があるようにする。このとき司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会が定めた人数の2倍を超えないようにし、当該推薦リストを司法裁判所事務局長に提出する。いずれかの労働裁判所の管轄区域に設立登録した使用者協会または労働組合がない場合、もしくはあっても少ない場合、その労働裁判所の管轄区域内にある事業所の使用者側代表、及び被雇用者側代表がそれぞれ会議を開き、代表を推薦する。かつ

（二）労働裁判所、または司法裁判所司法委員会の告示に基づく労働に係る委員会もしくは団体は、使用者側代表または被雇用者側をそれぞれ代表する推薦リストを労働福祉・保護局長または労働福祉・保護局長が委任した者に提出し、労働福祉・保護局長または労働福祉・保護局長が委任した者は第一四／一条（七）に基づく資格を調べた後、会議を招集し、使用者側代表及び被雇用者側代表が互選する。このとき司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会が定めた人数の2倍を超えないようにし、当該推薦リストを司法裁判所事務局長に提出する。

ここに、労働に係る全ての側の代表に対する機会分散を考慮して司法裁判所司法委員会が定めた規則に従う。当該規則は官報公示後に施行することができる。

第一四／一条（補充判事の資格）

補充判事として国王が任命するために推薦を受ける者は以下の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

（一）タイ国籍者である。

（二）第一四条に基づき推薦を受けた日に満30歳以上である。

（三）第一四条に基づき推薦を受けた日に、その労働裁判所の管轄区域内に1年以上住所または勤務地を有する。

（四）後期中等教育課程または同等以上の学齢を有する。ただし過去に労働裁判所の補充判事だった者はその限りではない。

（五）使用者協会または国営企業が推薦者である場合、第一四条に基づき推薦を受けた日に、使用者協会の会員になってから2年以上、かつその使用者協会はその労働裁判所の管轄区域に登録してから2年以上、もしくは国営企業労働関係法に基づく国営企業の経営側に就いてから2年以上経っていないなければならない。または事業所の使用者側代表会議が推薦者である場合、推薦を受ける者は事業所の所有者、もしくは雇用、報酬供与、賃下げ、解雇で使用者に代わり権限義務を有する事業所の被雇用者でなければならない。当該事業所はその労働裁判所の管轄区域内に所在する。

（六）労働組合が推薦者である場合、第一四条に基づき推薦を受けた日に、労働組合委員になってから2年以上、かつその労働組合はその労働裁判所の管轄区域に登録してから2年以上経っていないなければならない。または事業所の被雇用者側代表会議が推薦者である場合、推薦を受ける者はその労働裁判所の管轄区域内に所在する事業所の被雇用者でなければならない。

（七）労働省または労働に係る委員会もしくは団体が推薦者である場合、第一四条に基づき推薦を受けた日に、推薦を受ける者は（五）または（六）に基づく資格を有していなければならない。

（八）国王を元首とする民主主義制度に基づく統治に賛同する者である。

（九）破産者、無能力者、準無能力者、心神喪失者もしくは心神耗弱者ではない、または補充判事としてふさわしくない精神状態にない、もしくは司法裁判所司法公務員規則法に基づく司法裁判所司法委員会の規則に基づき審査される疾病ではない。

（一〇）確定判決で禁錮刑を受けたことがない。ただし過失罪または軽犯罪はその限りではない。

（一一）労働保護法、労働関係法、国営企業労働関係法、職業紹介・求職者保護法、社会保険法、または（労災）補償金法に基づく違反行為で確定判決を受けたことがない。ただし刑罰を終えてから2年以上経っている、または裁判所が定めた執行猶予期間が終わっているときはその限りではない。

（一二）裁判所の確定判決で財産を国庫没収されたことがなく、かつ資金洗浄防止取締法に基づき財産返還の裁判所命令が出されていない。

(一三) 政治公務員、政党の役員または運営責任者の地位にある者、政党顧問、または政党職員、下院議員、上院議員、バンコク都議会議員、公選または任命による地方自治体運営者、もしくは弁護士ではない。

(一四) 官公庁、国の機関、国営企業、または国のその他の機関から罷免、解任、もしくは強制退職処分を受けたことがない。

(一五) 非行または良俗に反する者ではない。

(一六) 第一五条（六）に基づき判事補を退任した者ではない。

第一四／二条（就任前）

補充判事は就任前に、労働裁判所補充判事の権限義務及び関係規則に係る研修を受けなければならない。司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所運営委員会が定めた原則と方法に基づき補充判事としての地位を堅持し、自己が所属する中央労働裁判所の判事長、地方労働裁判所の判事長、または県労働裁判所の主任判事の面前で、誠実かつ使用者側もしくは被雇用者側に拘束されず、公平に任務を果たし、公務における秘密を保持すると、宣誓しなければならない。

第一四／三条（任期）

補充判事の任期は一期2年とし、任期による退任者は再任されることができ

る。補充判事の任務遂行においては、任務遂行の日はその補充判事の使用に対する勤務日とみなし、使用者は相当の便宜を供する。

第一五条（退任）

補充判事は以下の時に退任（失官）する。

(一) 任期に基づき退任した。

(二) 死亡した。

(三) 辞任した。

(四) 第一四／一条に基づく資格を欠いた、または禁止態様にある。

(五) 確定判決で禁錮刑を受けた。

(六) 相当の事由なく3回連続して欠勤した。

(七) 補充判事としてふさわしくない行状にある。

(二) に基づく退任は国王認証のため国王に奏上する。(一) または (三) に基づく退任は国王による免官のため国王に奏上する。(四) (五) (六) または (七) に基づく退任は司法裁判所運営規則法に基づく司法裁判所司法委員会から承認を得なければならない、その後、国王による免官のため国王に奏上する。

第一六条（現役・予備役）

中央労働裁判所判事長、地方労働裁判所判事長、県労働裁判所主任判事、または当該地位の代行人は、任務に就く使用者側と被雇用者側の補充判事を定める。このとき予備役の使用者側と被雇用者側の補充判事を定めておくこともできる。

第一七条（構成）

第一八条の規定下に、労働裁判所は同数の判事、使用者側補充判事、被雇用者側補充判事によって審判することができる。

第一八条（権限行使）

審理及び判決のほかに、いずれかの労働裁判所の判事は、使用者側補充判事と被雇用者側補充判事が共同かどうかに関わらず、何らかの行為をなす、または命令を出す権限を有する。

第一九条（忌避）

民事訴訟法典に基づく裁判官忌避の規定を補充判事への忌避にも準用する。

第二〇条（交替）

いずれかの訴訟審査に当たった補充判事はその訴訟審査を終えるまで担当する。ただし病気その他の事由で任務を果たせない場合はその限りではない。その場合、第一六条に基づき権限を有する者は、予備役の補充判事または他の補充判事に代わりに任に当たらせる。

第二一条（報酬）

補充判事は手当、旅費、宿泊費及びその他の報酬を勅令で定めたところに従い受け取ることができる。

第二二条（任務の継続）

新たな補充判事がまだ任命されていない、または任命されたが就任していない場合、任期に基づき退任した補充判事が任務を継続する。

任期に基づき退任する補充判事は、審理を担当していた訴訟が終わるまでその訴訟を担当するが、任期に基づく退任日から60日以内とする。

第二三条（司法官の地位）

補充判事は刑法典の内容に基づく司法官とする。

第二四条（倫理規定）

司法公務員規則法に基づく司法公務員の倫理及び倫理遵守の規定を補充判事にも準用する。

第三章 労働訴訟の審理方法

第一節 総則

第二五条（送達）

労働訴訟の当事者に対する訴状またはその他の書類の送達は裁判所書記官によりこれをなす。または労働裁判所は書留郵便その他の方法による送達を定めることができる。

第二六条（期間）

本法令で定めた、または労働裁判所が定めた期間は、必要性及び公正に資するため労働裁判所が短縮または延長する権限を有する。

第二七条（費用免除）

労働裁判所への訴え、審理手続実施は裁判費用の支払いを免除される。

第二八条（審理場所・期日）

相当の事由がある場合、労働裁判所は審理手続を訴因が生じた場所、もしくはその他の場所で実施する、または休日もしくはいずれかの時間に実施することを命じることができる。

第二九条（規約）

労働訴訟手続を節約的、便利、迅速及び公平に実施するため、中央労働裁判所判事長は、最高裁判所長官の認可を受けた時、労働裁判所で採用する規約を定める権限を有する。

その規約は官報公示をもって施行することができる。

第三〇条（外部有識者）

労働裁判所は有識者または専門家に審判のために意見を聴くことができる。

第三一条（民事訴訟法典）

本法令の規定に相反、矛盾しない限りにおいて、民事訴訟法典の規定を労働裁判所における審査手順に適用する。

第三二条（違反行為当事者への命令）

訴訟当事者のいずれかの行為が労働保護法または労働関係法の規定に従っていない、もしくは違反していると判断した場合、労働裁判所はその当事者に対し当該法律に従うための行動または行動中止を命じる権限を有する。

第一段に基づく労働裁判所の命令に違反した場合、労働裁判所は裁判所命令に従うまで身柄拘束を命じる権限を有する。

第三二／一条（証拠保全）

いずれかの者が将来に主張すべき証拠について、労働訴訟が起こされた時には消失する、もしくは提出が困難になると懸念する場合、またはいずれかの訴訟当事者が提出しようとしている証拠が調査前に消失する、もしくは事後の調査のために提出できなくなると懸念する場合、その者、またはその当事者は直ちにその証拠を調べるよう労働裁判所に命じてもらうために申し立て、もしくは請求によって労働裁判所に要請することができる。

裁判所がその要請を受けた時、裁判所は要請人、もう一方の当事者、もしくは関係する第三者を召喚する。裁判所がそれらの者を尋問した後、裁判所は相当との判断に基づいて命令を下す。裁判所が要請に基づく許可を命じた場合、法律に規定されたところに基づき証拠調べをなす。関係するリスト及びその他書類は裁判所が保管する。

第三二／二条（緊急時）

緊急の事由がある場合、第三二／一条に基づく要請時に、要請人は裁判所が遅滞なく要請に基づき命令または令状を出すように請求し、必要であれば、裁判所に事前の証拠調べを求める書類または物品を押収、もしくは差押える命令を出すよう請求する。このとき裁判所は命令にあたって、相当との判断に基づき何らかの要件を付すこともできる。

民事訴訟法典の第二六一条、第二六二条、第二六三条、第二六七条、第二六八条及び第二六九条を第一段に基づく場合に準用する。

第二節 労働裁判所における労働訴訟審理方法

第三三条（訴え）

労働訴訟の訴えは訴因が生じた区域を管轄区域とする労働裁判所に提起する。原告が原告または被告が住所を有する区域の労働裁判所への訴えの提起を望む場合、原告がその裁判所での審判が便利であることを示した時、労働裁判所はその要求に基づく訴えの提起を原告に許可する。

本条に資するため、被雇用者が働く場所を訴因が生じた区域であるものとみなす。

審理がどこまで進行しているかを問わず、労働裁判所が終局の判決または命令を下す前であれば、当事者は原告が訴えを提起した労働裁判所に、管轄区域の違う別の労働裁判所に訴訟を移送することを請求することができる。このときその事由と必要性を主張する。労働裁判所が相当と判断した時、その請求に基づく許可を命じることができるが、移送を受ける労働裁判所が承諾する前にそうした命令を出すことを禁じる。移送を受ける労働裁判所が受諾しない場合、移送する側の労働裁判所は中央労働裁判所の判事長にその件を送り決定してもらう。中央労働裁判所判事長の決定は最終的なものとする。

第三四条（労働裁判所のない県）

県労働裁判所がまだ設置されていないが、地方労働裁判所の管轄区域に入っている県においては、原告は県労働裁判所または地方労働裁判所に訴えを提起することができる。原告が県労働裁判所に訴えを提起する場合、県労働裁判所は地方労働裁判所に通知する。地方労働裁判所がその訴訟の受理を命じた時、地方労働裁判所はその土地にある県労働裁判所に赴いて審判する。

第三五条（口頭での訴え／選定当事者）

原告は書面で訴えを提起することも、裁判所の面前で口頭により訴えることもできる。

原告が口頭で訴える場合、裁判所は公正のための必要性に応じて尋問し、それを記録し、原告に聴かせ、署名させる権限を有する。

原告が複数いる場合、裁判所はその原告たちに対し、一人の原告または複数の原告を訴訟における代表に専任させることもできる。

第三段に基づく代表の専任方法は第二九条の内容に基づき制定される規則に従う。

第三六条（訴訟代理）

使用者または被雇用者は、自己が会員になっている使用者協会もしくは労働組合、または労働保護法もしくは労働関係法に基づき訴訟を進める権限を有する係官に、代わりに訴訟を担当させることができる。

第三七条（呼出状）

労働裁判所が訴訟の受理を命じた時、労働裁判所は速やかに審理期日を定め、期日に従い出頭するよう被告に呼出状を発行する。その呼出状において請求の原因と主旨を被告に知らせ、労働裁判所は原告にも同じ日時に出頭するよう命じる。

被告は裁判所の出頭期日前に文面で陳述することもできる。

第三八条（和解調停）

原告と被告がともに出頭した時、双方の当事者が関係を継続するよう相互の良き理解をもって終了すべき特別な態様にあるとみなし、労働裁判所は当事者が合意または和解するよう調停する。

労働裁判所の調停において、いずれかの当事者が申し立てた場合、または労働裁判所が相当と判断した時、労働裁判所は当事者の面前でのみ秘密に手続を進めることができる。

労働裁判所が調停を終えたが、当事者が合意または和解できそうもない場合、労働裁判所は訴訟を継続する。

第三九条（和解できない場合）

まだ合意または和解できそうもない要因がある場合、労働裁判所は争点と原告及び被告の陳述を記録し、当事者に読んで聴かせ、当事者に署名させる。このときいずれかの側の当事者は事前に、もしくは事後に証拠調べをすることを示すことができ、労働裁判所は証拠調べの期日を直ちに定める。

被告が抗弁しないのであれば、労働裁判所は記録し、審理を継続する。

第四〇条（当事者の欠席）

原告が第三七条に基づく出頭命令を知っていながら、労働裁判所に出頭しない事由を通知せずに期日に出頭しない時、原告が訴訟を続ける意思はないものとみなし、労働裁判所は訴訟リストからの抹消を命じる。

被告が第三七条に基づく出頭命令を受け取っていないながら、労働裁判所に出頭しない事由を通知せずに期日に出頭しない場合、労働裁判所は被告の欠席を命じ、一方の当事者のみで審判する。

原告または被告が労働裁判所に事由を通知し、労働裁判所が相当と判断すれば、双方の当事者が出頭できるように新たな期日を定める。

第四一条（欠席の事由の検証）

労働裁判所が第四〇条第一段に基づき訴訟リストからの抹消を命じた、または第四〇条第二段に基づき被告の欠席を命じた場合、原告もしくは被告が労働裁判所に労働裁判所が命じた日から七日以内に出頭できない必然性を説明したとき、労働裁判所はその必然性を検証する権限を有し、相当と判断すれば第四〇条に基づく命令を取り消し、第四〇条に基づく命令後になした訴訟手続がなかったものとみなし、新たに訴訟手続を進める。

第四二条（一方の当事者のみでの審判における証拠調べ）

第三九条第二段に基づき被告が抗弁しない場合、または第四〇条第二段に基づき一方の当事者のみで審判する場合、労働裁判所は判決する前に必要性に基づき証拠調べをする権限を有する。

第四三条（調停権限）

審理がどこまで進行したかに関わらず、労働裁判所は第三八条に規定された内容に基づき、いつでも当事者が合意または和解するよう調停する権限を有する。

第四四条（証人リスト提出）

十分な事実関係を得るため、いずれかの側の当事者の証人の指名及びリストの提出は、労働裁判所が相当との判断に基づき定めた期間内にこれをなす。

第四五条（証拠調べ）

裁判における事実関係の明確化での公正に資するため、労働裁判所は相当との判断に基づき証拠調べをなす権限を有する。

当事者が指名した証人か労働裁判所が呼び出した証人かを問わず、証人尋問において労働裁判所が尋問者となり、当事者または弁護士は労働裁判所から許可を得た時に証人を尋問することができる。

訴訟の迅速な終結のため、労働裁判所は延期せずに連続して審理する。ただし重要な必要事由がある場合、労働裁判所は一回につき7日を超えない延期をすることができる。

第四六条（証言の記録）

証人の証言の記録において、労働裁判所は相当と判断した場合、要約を記録することができる、証人に署名させる。

第四七条（日当支給）

労働裁判所または最高裁判所が意見を訊くため招いた有識者もしくは専門家、及び労働裁判所が召還した証人は、労働裁判所または最高裁判所が相当と判断したところに基づき日当、旅費及び宿泊費を受け取る。

第四八条（考慮する点）

労働訴訟の審理において双方の当事者に公正を期するため、労働裁判所は被雇用者の労働状況、生活費、困苦、賃金レベル、または同一業種の事業で働く被雇用者の権利と利益、並びに使用者の事業ポジション、一般的な経済・社会の情勢を考慮する。

第四九条（解雇の場合）

使用者が被雇用者を解雇した場合の審理において、労働裁判所がその被雇用者の解雇が被雇用者にとって公正でないと判断すれば、労働裁判所は解雇時に受け取っていた賃金レートでその被雇用者を仕事に就かせるよう使用者に命じることができる。労働裁判所が被雇用者と使用者と一緒に仕事ができそうもないと判断すれば、労働裁判所は代わりに使用者が補償する損害額を決める。このとき被雇用者の年齢、被雇用者の勤務期間、被雇用者が解雇された時の困苦、解雇の原因、及び被雇用者が受け取る権利を有する補償金を考慮する。

第五〇条（判決）

必要な証人尋問をした時、審理は終了したものとみなすが、当事者はその審理終了日に口頭で最終陳述をすることができ、その日から3日以内に労働裁判所は判決または命令する。判事補は判決文または命令文に署名すれば、判決または命令を読み上げる時に同席しなくてもよい。

判決または命令を読み上げる前に、公正のために労働裁判所が相当と判断すれば、労働裁判所は審理を続けることができる。

第五一条（事実点への言及）

労働裁判所の判決または命令は文面でこれをなし、事実点に言及するか要約を示さなければならず、争点における判定はその判定の事由とともになす。

労働裁判所は最高裁判所判決文の謄本を遅滞なく労働省に送付する。

第五二条（判決の範囲）

労働裁判所が訴状で明らかにされたことを超えて判決または命令することを禁じる。ただし労働裁判所が当事者に対する公正のために相当と判断した場合、請求を超えて判決または命令することができる。

第五三条（拘束）

判決または命令は、判決または命令した労働裁判所の審理における当事者のみ拘束する。ただし労働裁判所は、訴訟の争点において共同の利益を有する他の使用者及び被雇用者も、その判決または命令が拘束することを定めることができる。

第四章 上訴

第五四条（上告要件）

本法令または他の法律の規定下に、労働裁判所の判決または命令は、その判決または命令の言い渡し日から15日以内に最高裁判所に対し法律点にのみ不服を申し立てることができる。

不服申し立ては、判決または命令を言い渡した労働裁判所に文面でこれをなし、労働裁判所はもう一方の当事者に申し立ての謄本を送付し、申し立ての謄本を受け取った日から7日以内に補正する。

申し立てへの補正があった時、または第二段に基づく期間内に申し立てへの補正がなかった時、労働裁判所は事件を最高裁判所に送達する。

第五五条（執行猶予）

不服申し立ての提起は労働裁判所の判決または命令に基づく執行の猶予とはならない。ただし最高裁判所が執行猶予を命じるよう、不服を申し立てた側の当事者が判決もしくは命令を下した労働裁判所に請求し、相当の事由を説明することができる。

第五六条（最高裁の審判）

最高裁判所は速やかに労働訴訟を審理し、判決または命令する。

最高裁判所の審判においては、労働裁判所の判定した事実点を保持する。ただし労働裁判所の得た事実点が法律点の判定に十分でない場合、最高裁判所は労働裁判所に対し、最高裁判所が知らせたところに基づき追加の事実点を得るように命じ、速やかに最高裁判所に事件を送り返すよう命じる。

労働裁判所が新たな事実点が判決の変更につながると判断した場合、その事件で新たな判決を下し、第五四条及び第五五条を準用する。

第五七条（労働訴訟部）

上告のあった労働裁判の審判のため、最高裁判所長官は最高裁判所内に労働訴訟部を設置する。

公正のために必要な場合、最高裁判所は労働訴訟の審判で有識者または専門家に意見を求めることができる。

第五章 判決及び判決または命令に基づく執行前の一時的な方法

第五八条（仮処分）

判決または命令前に、当事者もしくは関係者の利益保護のため、または判決もしくは命令に基づく執行のため、民事訴訟法典において通常の権限として規定されている以外に、労働裁判所は相当との判断に基づき何らかの命令を出す権限を有する。

経過規定

第五九条（事件の移送）

中央労働裁判所、地方労働裁判所または県労働裁判所の業務開始日に、司法裁判所法の第三条に基づく第一審裁判所で審理中の訴訟は、労働裁判所の審判権限下にある。司法裁判所法の第三条に基づく第一審裁判所は審判を終わらせることができるが、その裁判所がその事件審理で権限を有する中央労働裁判所、地方労働裁判所または県労働裁判所への移送が相当と判断すれば、労働裁判所において審理を続けることができる。

第六〇条（県裁判所での審判）

いずれかの地域で地方労働裁判所または県労働裁判所が業務を開始していない間、中央労働裁判所がその地域を管轄する。原告はその地域の県裁判所に訴状を提出することができ、県裁判所は中央労働裁判所に通知する。中央労働裁判所が訴状の受理を命じた時、中央労働裁判所はその地域の県裁判所に赴いて審判する。

（おわり）